

プランター寄せ植え・庭植栽デザインのテクニックとコツを学ぼう！

プランターの寄せ植え作りやご家庭の庭植栽について、悩んでいる人はいませんか。環境に合わせた植物選びや色・質感の合わせ方などのテクニックとコツを学ぶことができます。玄関やベランダ、庭先などを花や緑で飾り、うるおいのある生活を楽しみましょう。

1. プランターづくり講習会



3月10日
(土)

2. 庭づくり講習会



3月17日
(土)

『1. プランターづくり講習会』『2. 庭づくり講習会』 共 通

- 時 間 9:30～11:30
- と ころ 葦山庁舎 1階食堂
- 募集人数 各25人
- 内 容 草花の寄せ植えづくり（プランター）、庭づくりを講義により学ぶ講習会
※実技はありません
- 講 師 高橋さゆり氏
(花咲くしずおかアドバイザー)
- 参加費 無料
- 持ち物 筆記用具
- 注意事項 どちらか片方の講習会のみでの申し込みとなります。同じ人が、両方の講習会には参加できませんのでご了承ください。
- 受付期間 2月6日（月）～ 定員になり次第終了
9:00～17:00 ※土・日・祝日は受付不可

申込み・問合せ 環境衛生課 ☎ 055-949-6805

1. 待機電力とは？
待機電力とは、家電製品を使用していない（主電源オフ）ときでも、タイマー機能やリモコン操作待ちのために、コンセントにプラグを差し込んでいるだけで消費している電力のことです。テレビ、ビデオデッキ、オーディオ、電子レンジ、エアコン、給湯器などが代表的なものです。それぞれの機器では微量であっても、合計すると家庭全体の使用電力の6～10%が待機電力だと言われています。

東 日本大震災以降、これまでに以上で節電が叫ばれ、各家庭でもいろいろと工夫して節電していることとありますが、意外に見落としがちなものに「待機電力」があります。

あなたもできる 実践 Eco Life ライフ

地球に優しい生活をしよう！

身近な節電 待機電力をカット！

問合せ 環境衛生課 ☎ 055-949-6805

2. 待機電力を減らすには？

- ①まず、長期間使用していない家電製品はプラグを抜く。
 - ②次に、普段使用しないテレビやオーディオ機器のプラグを抜く。
 - ③普段使用するものは、使用後プラグを抜くかスイッチ付きタップなどを使用して、こまめにスイッチをオフにする。
 - ④集中コンセントを使用し、主電源を一度にオフにする。
 - ⑤家電製品を買い替える時は、待機電力の少ないまたは少ない製品を購入する。
- …などがあげられます。

節電のため、家電製品の使用状況を見直し、

プラグを抜いても支障がないかを家族でチェックして、待機電力の削減を心がけましょう。



一人ひとりが節電できる量は小さくても、社会全体では大きな節電につながります。みんなが節電を意識し、できることから始めましょう。



交通安全は家庭から

ピースケ
渡る前 必ず見よう 右左
野方玲臣那（葦山小）
あせってる それがあなたの 赤信号
眞澤 敦貴（大仁小）
手を挙げて 右左を見て渡ろう 横断歩道
木村李林子（長岡南小）

交通安全標語コンクール優秀作品



交通安全協会大仁地区支部から

！ 市内の交通事故発生状況について

市内の平成23年12月19日現在の人身事故発生状況
▶発生件数374件 ▶死者4人 ▶傷者508人
※平成22年の同時期と比較すると、いずれの数値も増加しています。

市内の交通事故の特徴

- ①追突事故と交差点における出合頭事故が最も多い。
- ②追突事故は、国道136号線と414号線で、最も多く発生している。出合頭事故は、長岡地区及び葦山地区の信号機のない交差点や駐車場の出入口での発生が目立っている。
- ③交通事故の要因者は、年齢別では、40代と65歳以上の高齢者が最も多い。

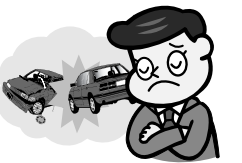


！ 巡回交通事故相談

県の相談員が交通事故に関するさまざまな相談に無料で応じます。希望する人は事前に予約をしてください。

と き：2月10日（金）10:00～15:00
と ころ：市役所葦山庁舎 3階第1会議室

予約・問合せ 地域安全課 ☎ 055-948-1412



交通事故は、基本的な交通ルールとマナーを無視することによって引き起こされているのが現状です。特に、

- ①右左折するとき、方向指示器をださない。
 - ②信号停止中や渋滞停止中にドライブギアに入れたまま、脇見などの余分な動作を行い、ブレーキペダルから足が離れてしまう。
- …などが事故の原因となったケースが見られます。また高齢者は、動体視力が衰えたことにより、自分と相手自動車との距離やスピード感覚を誤って相手自動車の進路に進出し、出合頭事故を引き起こすというケースも見られます。

交通安全とは、これらの基本的な交通ルールやマナーを順守する意識を持つことから始まります。安全は自分で求めています。

催眠商法（SF商法）2

（文と絵）
司法書士 山田茂樹

本連載の1回目を取り上げた催眠商法。近年、再び被害が多くなってきた。催眠商法の典型的な手口は、洗剤などの商品をプレゼントするといった空き店舗を利用した会場に高齢者などをおびき出し、高額な寝具や健康食品などを購入させるといったものです。閉鎖的な空間で、怪しげな実験や検査まがいのこ

とを行い、冷静に判断する機会を与えずに医療効果があるなどとして惑わせます。このような被害に遭わないためには、商品をプレゼントするなどといった誘いに安易に乗らないことです。もしも、被害にあった場合は市役所などに早期に相談をするようにしてください。



『プレゼント！』『健康！』『効果抜群！』
その言葉の裏には…

消費生活相談 2/6・13・20・27の各9:00～15:00（電話相談可） 問合せ 観光商工課 ☎ 055-948-1480